

調査・設計等業務委託における配置技術者の 資格要件等の改定について

令和 2 年 2 月
山口県土木建築部

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づく業務成果の品質確保を目的に、山口県土木建築部が所管する公共事業の用に供する調査・設計等業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務をいい、建築関係建設コンサルタント業務を除く。以下同じ。）における配置技術者（管理技術者及び照査技術者をいう。以下同じ。）の資格要件等について、次のとおり改定します。

1 改定概要 別紙-1

(1) 資格要件の一部を部門限定に改め

土木関係建設コンサルタント業務における配置技術者の資格要件のうち、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RC CM」という。）について、業務に該当する登録技術部門の資格保有者に限定します。

(2) 新たな資格を追加

建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程に基づく技術管理者、並びに土木学会認定土木技術者資格制度に基づく土木学会認定土木技術者資格を新たな資格として追加します。

(3) 資格を問わないとする業務委託金額の引き下げ

土木関係建設コンサルタント業務において、配置技術者の資格を問わないとする業務の委託料の額を100万円未満に引き下げます。（発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く）

(4) 資格保有者と同等とみなす者の要件を改め

土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務における配置技術者について、実務経験年数により資格保有者と同等とみなす従来の扱いを廃止し、新たに、過去10年に完了した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験（1件以上）を有する者とします。

(5) 手持ち業務の件数を制限

管理技術者の手持ち業務の件数は10件未満とすることを新たな要件とします。ただし、災害復旧及び災害関連工事に係る業務については、手持ち業務の対象外とします。

（手持ち業務とは、委託料の額が300万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する他の業務を指し、業務の種類は問わない）

(6) 直接的な雇用関係

受注者との間に直接的な雇用関係 [第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等）] が存在することを新たな要件とします。

2 適 用

令和2年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用します。

3 そ の 他 別紙-(参考)

今回の改定に伴い、「管理技術者及び照査技術者選任（変更）通知書」を変更すると共に、「経歴書（管理（照査）技術者）」の様式を追加します。